

## 【よくある質問に対する嘉徳浜弁護団の見解】

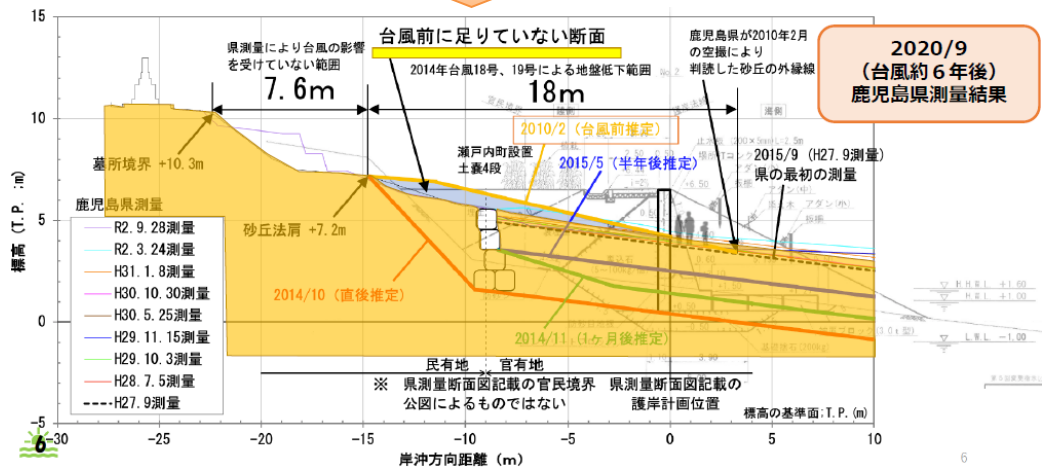
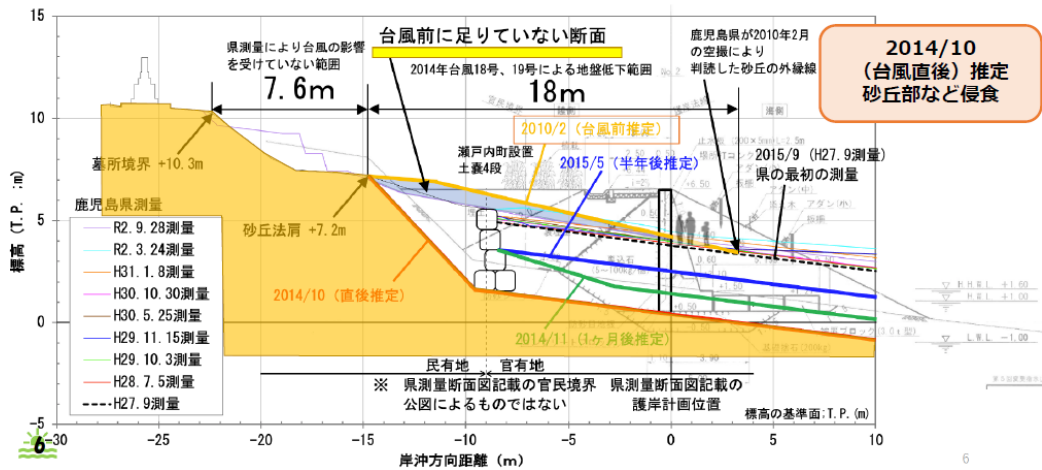
この資料は、鹿児島県がウェブサイトに掲載している「よくある質問に対する鹿児島県の見解」に掲載の質問項目について、嘉徳浜弁護団の見解を整理したものです。（2022年10月24日現在）

### ① 砂浜の砂は回復しており、護岸は必要ないのでは？

- 台風襲来直後には波で大きな浜崖が発生しましたが、台風直後の推定地形と比較したとき、現在は、墓地前の断面でみると、実に3～4メートル程度の高さ分、砂が戻っています。次頁の写真のように、アダンも大きく育っていきっており、以前のような砂丘が形成されていっています。
- 2014年の台風前の地形については正確な測量結果がありませんが、専門家による分析では、台風襲来前と比較して回復していない部分はわずかです。
- 鹿児島県側の専門家も、嘉徳海岸において、1年に10～20センチ程度ずつ砂が回復することが見込まれるとしています。嘉徳海岸において、砂浜・砂丘が年々回復傾向にあることには争いありません。
- 加えて、台風などで高波浪が生じる際にそのエネルギーを減殺して後背地への影響を防ぐのは、沿岸砂州（海中の地形）、前浜・後浜も含めた浜全体であって、砂丘だけではありません。砂は海岸周辺部に分布しており、現状において、全体として評価しても、以前と比較して防災能力の低下はありません。
- 仮に2014年当時と比較して砂丘部の砂の量の不足を問題にするとしても、砂丘部について盛砂・植栽等を行い原形復旧をはかればよく、「コンクリート護岸」を設置する必要性は何ら見い出せません。かつ、本件の護岸は後述の通り有害です。



【砂丘の形成・アダンの繁茂状況 2022年6月撮影】

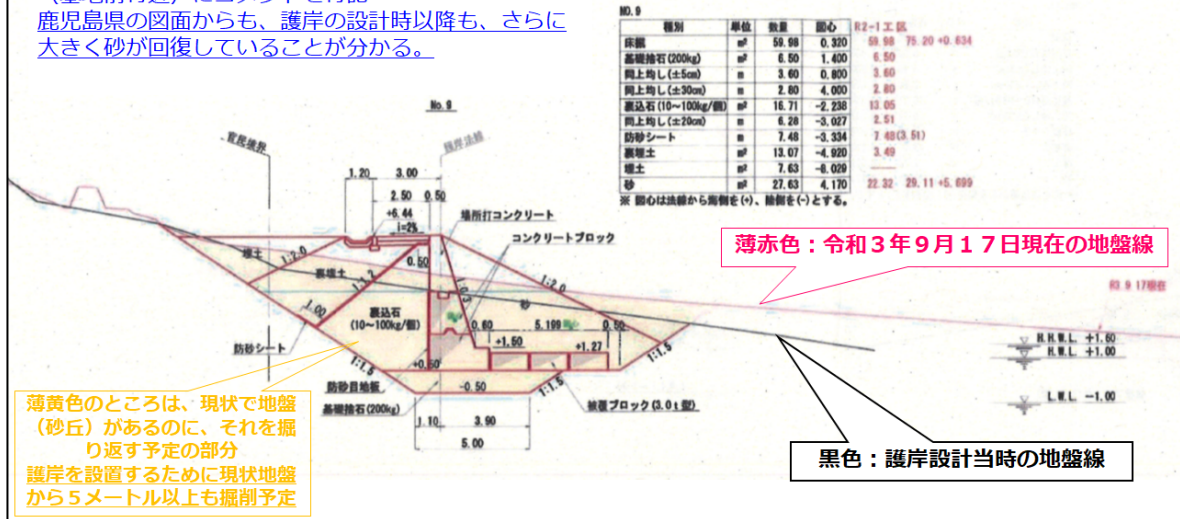


【2014年の侵食から6年間での回復状況】

## 嘉徳浜の回復状況と現状の護岸計画

鹿児島県開示の図面のうち、護岸計画の横断図のNo.9 (墓地前付近) にコメントを付記  
鹿児島県の図面からも、護岸の設計時以降も、さらに大きく砂が回復していることが分かる。

横断図(2) S=1:100 u:m



【近時、鹿児島県から開示された図面からも分かる浜の回復状況】

② 護岸を造ると波の影響により砂浜の喪失や災害増大の可能性があるのでないか？

- 砂浜の侵食や災害増大の可能性がります。
- 今回の護岸設置位置は、大きく海側にせり出しているため、大きな台風が来た際などには波が当たります。そのような場所に護岸など固い構造物を作ると、波がそこにぶつかったとき引き波の作用で砂が海のほうに持ち去られ、護岸前面は地盤面が低下します。加えて、固い護岸が境目となって砂の流れが不連続になることで、周囲の地形が不自然に変形します。
- さらに、せり出した護岸が「壁」となり、大きな台風が来た際などに、そこにぶつかる波が大きく打ち上げられることにより、後背地へ波浪が到達することになり得ます。非常に強い波浪が来た時は、護岸自体が倒壊してコンクリートが波の力で飛散し、後背地に著しい危害を及ぼす可能性もあります。

③ 波の影響により護岸前面の砂はなくなるのではないか？

- 先に記載の通り、今回の護岸設置位置は、大きく海側にせり出しているため、大きな台風などが来た際などには波が当たり、引き波の作用で砂が海のほうに持ち去られます。
- そうすると、大きな台風などが来るたびに、護岸はむき出しになり、また護岸の前に砂を盛る、ということを繰り返すことになってしまいます。

④ 嘉徳川の河口を真っすぐにした工事が侵食の原因では？

- 2014年の台風襲来時には、嘉徳海岸で砂の分布に偏りがあり、浜の中央部の浜幅が狭くなっており、そこに強く波の影響を与える稀な台風が来たことで侵食が生じました。
- 嘉徳川は、河口のつけ根正面に向けて真っすぐ流れていることもありますが、波の作用で少しずつその河口が北東寄りに移動していき、その水の流れによって砂を嘉徳湾の北東部に運んでいきます。川の河口が移動しながら砂を運ぶことで、砂の分布が偏ることがなく、集落の前面（浜の中心）にも多くの砂が供給され、集落前面に広い沿岸砂州と前浜・後浜が形成されます。これで、台風などで強い波が来たときも波のエネルギーを減少させることができます。
- 河口を真っすぐにした工事と侵食の関係ははっきりしていませんが、少なくとも、砂の分布の偏りが出ないようにするため、嘉徳川が自然に流れを変えていく動きを妨げないことが大切です。

⑤ 工事による嘉徳川への影響はないのか？

- 金久川と嘉徳川が合流する嘉徳川河口には、工事用道路が設置される予定となっており、重機が入り、ボックスカルバートなどが設置される予定です。そのため、嘉徳川河口に工事がなされる以上、嘉徳川には直接の影響があると言えます。
- 加えて、嘉徳川は下の写真のように河口付近で季節によって流れを変え、嘉徳海岸の北側からも、南側からも真水を海に注ぎ込んでいます。季節によって護岸建設予定地付近にも川の流れが存在します。このように、嘉徳海岸の中を嘉徳川が流れていることや位置関係を踏まえれば、護岸及び護岸工事は、嘉徳川に影響を与えるものです。



【嘉徳川が嘉徳海岸の北東部に流れているとき】

⑥ 一度立ち止まって工法を再検討するべきではないか？

- 直ちに工事を中止し、立ち止まって再検討すべきです。
- この数年間、海岸工学の専門家を交えたこの間の調査・検討で、新たな事実が多く判明しました。加えて、この間に、砂浜はより一層回復し、アダンの生育・砂丘の形成も進んでいます。
- 「嘉徳海岸侵食対策事業検討委員会」の実施時においては、議論の前提事実が不十分でした。その後、新事実の判明と状況の変化が著しい状況にあり、護岸が不必要かつ有害であることが明確になっています。
- 鹿児島県は住民の方々から早期整備の要望があるとしていますが、鹿児島県から住民の方々へは判断の前提となる情報が適切に提供されてきませんでした。護岸設置に反対している住民も多数います。護岸設置への反対の声はますます高まっています。
- この間判明した新事実と状況の変化を踏まえ、再度、行政担当者、住民の方々、専門家、市民も交えて協議する場を設け、再度、護岸の要否及び護岸を設置しない対策の可能性、護岸によらない総合防災などを徹底して議論すべきです。

⑦ ウミガメの産卵に影響はないのか？

- ウミガメは、護岸設置により産卵場所が失われ、産卵に訪れなくなる恐れがあります。護岸があると、ウミガメは産卵に訪れたとしても十分に産卵場所を確保することができず引き返すことがあります。
- 例えば、2019年にウミガメが産卵した場所のうち3か所が、護岸の設置位置（付帯するコンクリートブロックや盛砂の

位置も含む)に重なっています。

- このような調査結果がある中で、ウミガメの産卵に影響が無いということとはできません。



【ウミガメの産卵位置と護岸の設置予定地の図】

⑧ 天然記念物「オカヤドカリ」への影響はないのか？

- 鹿児島県の調査によると、80を超える個体のオカヤドカリが嘉徳海岸で確認されています。そして、天然記念物でもあるオカヤドカリの生息地・個体数が著しく減少している中で、嘉徳海岸でも同じように護岸が設置されることによる生息地の減少は明らかであり、個体数の減少が懸念されます。
- 工事による影響に関し、鹿児島県は、護岸工事中に、侵入防止柵を設置してオカヤドカリ類の捕獲・移動を行うなどの対策を取るとしてはいますが、工事により海岸周辺において多数の作業員や重機が行きかう状況を想定したとき、十分な対策とは言えません。現に、地元住民によると、重機に潰されたオカヤドカリ類の死が

いが確認されているとのことです。

- このように、鹿児島県の対応はオカヤドカリ類に対する適切な配慮がなされておらず、現在多くの環境保護団体もオカヤドカリ類を保護するよう要望書を出しておりますが、何ら解決がなされていません。

⑨ 嘉徳川や金久川に生息するリュウキュウアユやスジエビへの配慮はしているのか？

- 2022年に実施された鹿児島県の調査においても、リュウキュウアユとスジエビは、嘉徳川と金久川が合流する部分で生息していることが確認されています。
- 侵食対策事業に伴う工事用仮設道路設置工事は、嘉徳川と金久川が合流する部分でも行われ、ボックスカルバートが設置され、金久川河口部には敷鉄板・土嚢が設置されることが予定されています。ボックスカルバートの設置などは、大規模に河口部を掘削して行われるもので、環境の改変は著しく、それらの工事が嘉徳川と金久川に生息するリュウキュウアユやスジエビに多大な影響を与えることは明らかです。
- 真にリュウキュウアユやスジエビに配慮するのであれば、合流部分での工事を中止し、工事用仮設道路の設置場所について再検討すべきです。

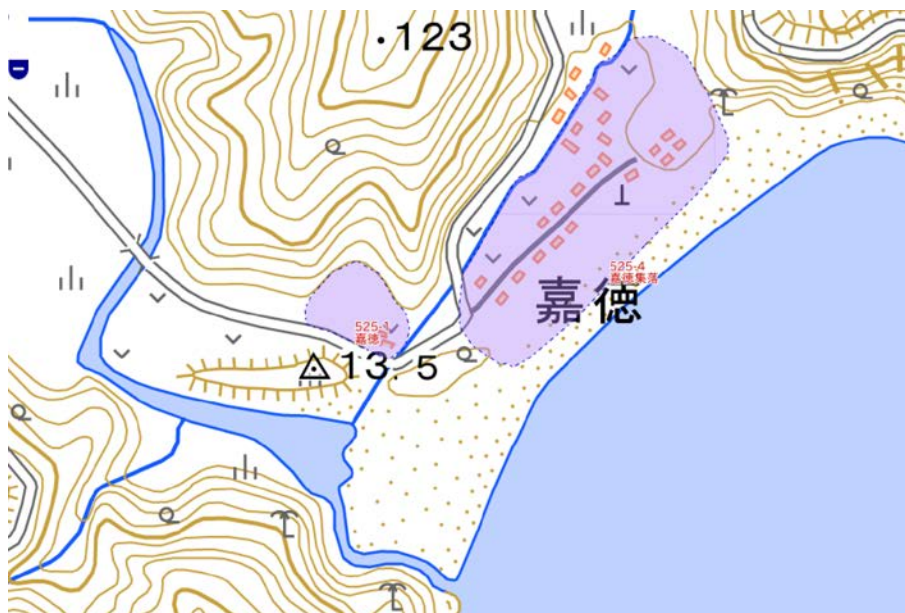


## ⑩ 世界自然遺産の緩衝地帯で工事をしてよいのか？

- 世界自然遺産の登録審査に関連し、IUCN（国際自然保護連合）の現地調査などを経て、IUCNからは、嘉徳川が「奄美大島における最後の自然水流」であるとの指摘がなされ、嘉徳川、これに加えて嘉徳海岸も含めた一定の地域を緩衝地帯に加えるべきであるとの指摘がなされ、日本政府は、これを受けて、これらの地域を「緩衝地帯」に追加しました。
- 鹿児島県が環境省を通じて IUCN に提出した報告書では、護岸工事について「当該事業計画は、嘉徳川に隣接する嘉徳海岸において実施されている。ただし、事業計画の実施場所は嘉徳川河口からは遠く離れている。さらに、護岸は陸地部分に設置され、砂および植物により被覆される予定である。したがって、嘉徳川への影響は生じないとみられる。今後、嘉徳川に対する建設事業は計画されていない。」（原文は英文）とされ、IUCNもこの説明を前提に緩衝地帯における護岸工事の影響について検討しています。しかし実際には、前記の通り、護岸工事は嘉徳川に影響を与え得るものであり、浜にも有害なものです。
- 緩衝地帯で工事ができないわけではありませんが、緩衝地帯において実施しようとする工事の影響について、国際機関に対して正しい情報の提供がなされていない結果、適切な評価がなされていない状況が生じています。

⑪ 埋蔵文化財への影響はないのか？

- 鹿児島県立埋蔵文化財センターが公表する遺跡地図を確認すると、工事区域と嘉徳遺跡として公表されている箇所が重複するように見えます。
- 本件工事区域が嘉徳遺跡、嘉徳集落遺跡の範囲に含まれているかについて、具体的な調査・検討結果は公表されていません。仮に遺跡の範囲に含まれる場合は、工事の影響が懸念されます。



【鹿児島県立埋蔵文化財センターの遺跡地図から】

⑫ 専門家の意見に耳を傾けるべきではないのか？

- 2017年から2018年にかけて開催された検討委員会では、県の提供資料のみをもとに、県の設定したテーマについて議論が行われましたが、海岸侵食が進行しているか否か、2014年の台風での侵食の原因、護岸設置によりどのような事態が生じ

るかなどについて具体的な議論がなされませんでした。

- 鹿児島県は、検討委員会に加え、海岸工学、生物等の専門家から意見を得て検討を行っているとしていますが、護岸の問題点を指摘する専門家からの意見については耳を閉ざしています。
- 現在得られている事実を前提に議論すれば、結論は異なる、護岸を設置する方が反対に危ないと述べる海岸工学の専門家もおり、そのような反対の立場の専門家の声にも耳を傾け、嘉徳海岸に本当に必要な対応を協議しなければなりません。

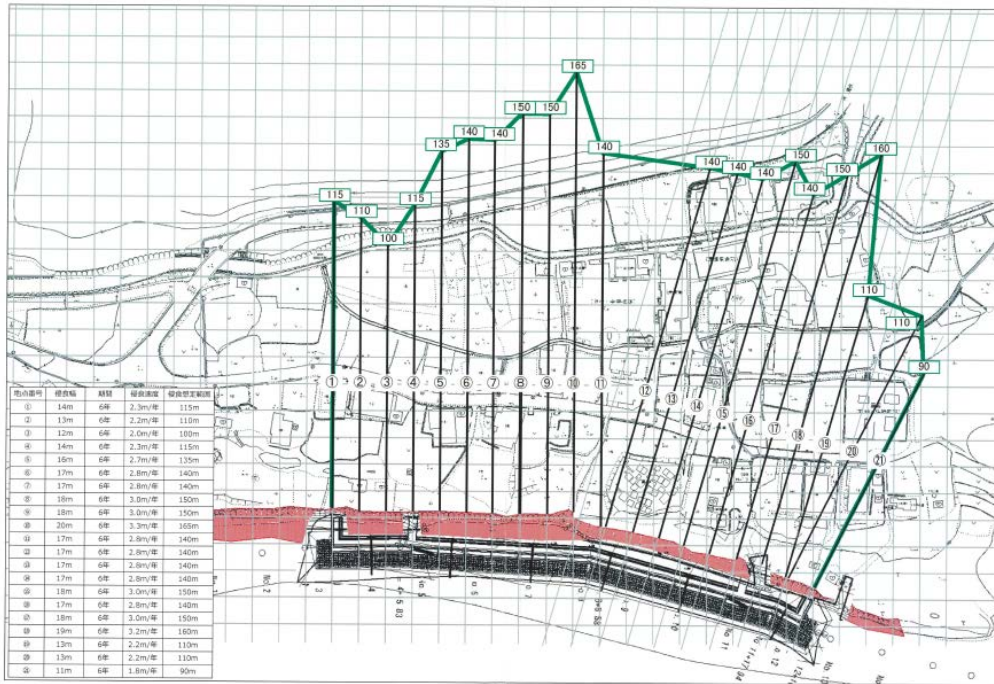
⑬ 住民への説明が不足しているのではないのか？

- 鹿児島県は、住民に対して護岸工事につき繰り返し説明しているとしていますが、鹿児島県が住民に提供している情報は限られており、かつ偏りがあります。
- 弁護団において、賛成署名をした住民らに確認したところ、具体的な工事内容は知らない、分からないという意見が概ね多数でした。
- 本件の護岸の必要性、安全性については、海岸工学の専門家から疑問が噴出していますが、鹿児島県においては、指摘されている問題点について住民に対して具体的な説明をしていません。住民が護岸建設の可否を判断するための情報が適切に提供されていないのです。
- 県は、住民の生命、身体、財産を守る責任主体です。その県が行うべき「説明」は、最新知見を踏まえた護岸の必要性について吟味し住民らに正確に伝える、そういったフェアなやり方であるべきですが、そうになっていないのが実情です。

⑭ この工事は費用対効果がないのではないか？

- この工事は全く費用対効果がありません。
- 今回の護岸工事は「海岸事業」である「侵食対策事業」として行われるものですが、侵食対策事業は、継続的な海岸侵食（汀線＝海岸線の後退）がある場合に実施するものです。ところが、嘉徳海岸では、継続的な海岸侵食（海岸線の後退）は一切ありません。2014年の台風での砂丘部の侵食は一過性のものであり、現に、その後砂浜や砂丘は回復しています。
- このように継続的な侵食がないため、「海岸事業」についての国の指針である「海岸事業の費用便益分析指針」で計算すると、投じる費用（約3.4億円）に対して、護岸が侵食を防ぐ「効果」は0円と算出されます。
- 鹿児島県は、「検討は義務ではない」「（事業を行うかを）この結果のみに基づいて判断をするものではない」としてはいますが、市民の税金を使って行う公共事業である以上、費用対効果を見捨てることは認められません。
- ちなみに、鹿児島県は、嘉徳海岸では継続的な侵食の進行がないことと砂浜の回復を認めながら、他方で「毎年、1年間に約3.3から1.8メートルずつ土地が侵食されていく」などという、絶対にあり得ない想定を内容とする資料を訴訟で提出し、「侵食で失われる土地の価値を踏まえれば費用対効果がある」と主張しています。侵食の進行がないのに、侵食で集落が無くなるかのような根本的に誤った想定を費用対効果の検討に用いることは、あってはならないというべきです。

想定侵食地域



【鹿児島県が裁判で提出しているコンサル作成資料から】

⑮ 裁判中に工事を進めてよいのか？

- 住民訴訟という手続には、工事自体を止める効力はありませんので、裁判中であっても工事を進めることはできます。
- しかし、様々な調査の結果、検討委員会が開催された当時は把握されていなかった多くの事実が明らかになってきており、なによりも、計画中の護岸が逆に嘉徳浜の侵食を招く原因になるという海岸工学の専門家からの警告も出されています。この間に、嘉徳の砂浜は大きく回復しました。また、ユネスコによって世界自然遺産のバッファゾーンに新たに指定されるということにもなりました。
- こうした事情の変化がある中で、工法の再検討をしないまま工事を進めてしまえば、後で、取り返しのつかない事態が起きます。

裁判中であるかどうかにかかわらず、様々な意見に耳を傾け、工事については見直しを検討する必要がありますから、現状のまま工事を進めることは相当ではありません。